

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会
 〒380-8710
 長野市立町978-2 労済会館内
 TEL026-232-6667 FAX026-232-6672
 E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp
 http://nagano.rofuku.net/
 発行人 近藤 光
 編集人 青木 正照

第236号2006年8月1日

〔平成18年7月豪雨〕 労福協が災害支援 ボランティア活動を展開!

7月15日から断続的に降り続けた豪雨は県内の広い範囲に甚大な災害をもたらしました。特に19日大規模な土石流が発生した岡谷市では、多くの住民が一時避難生活をしなければならぬ状態に陥りました。今は復旧作業に疲労の度合いを深めています。

被災地では28日(金)の支援ボランティアを募集、これを受け県労福協は関係団体に急遽参加を呼びかけ、既にボランティアの申し出のあつた千葉県労福協と共に、被災地岡谷市と辰野町に入り災害支援を行いました。

28日朝8時半、千葉県労福協と長野県労福協、一般より約200名が岡谷市役所に設営されたボランティアセンターに集合、参加登録後各被災地に分かれ、バスの支援現場に向かいました。



作業内容の指示をする、県労福協の三井正二理事(県勤労協会長・岡谷市在住)

県労福協と千葉県労福協の参加者は県労福協三井正二理事(県勤労協会長・岡谷市)をリーダーに、ボランティア約50名が土石流のあつた湊地区のすぐ隣の花岡地区に入りました。また、県社協から急遽県労福協に辰野町の支援に入ってもらいたいとの要請を受け、県生協連土屋氏ら数名が辰野町に支援活動に向かいました。



土石流に埋まった車(撮影・県労組会議)

花岡地区には湊地区より流れ込んだ土砂が地域一面に20センチ以上堆積し、既に道路からは土砂が取り除かれていたが、住宅の庭や空き地はそのままの状態、車も土砂に埋まったまま残されているところもありました。また土砂が取り除かれた道路も車が通ると一面泥ほりになりがち、道路の洗い流しも早急の対応を迫られていました。



休みなく続く道路の泥除去作業

派遣された花岡地区では、主に公民館敷地内の土砂の撤去や壁の清掃、石灰撒き、公民館内の泥汚れの拭き取りなどの作業を行いました。



土砂をかき出す住宅生協の皆さん

午後には公民館に隣接する住宅の土砂の撤去や壁の泥落とし、側溝の泥上げや歩道の泥流しを行いました。歩道横の側溝は深さはおよそ90センチ、そのほとん



千葉労福協の仲間と共に側溝の泥除去作業

どが土砂に埋まり、狭い側溝に入り込んでの泥上げ作業になりました。この日降り続いていた雨は止み、夏の日差しが照りつける中での重労働となりましたが、ボランティアは泥だらけ、汗だくで作業を行いました。

午後3時前、作業を終えたボランティアに対し、岡谷市花岡区社協の林会長は「ボランティアの皆さんの凄まじい働きには驚いた。住民を代表してここから感謝しております。」とお礼の言葉が述べられました。

遠く千葉県から駆けつけた千葉県労福協の石田常務理事から、「急な要請にも関わらず、多くのボランティアが集まっているのは驚いた。また、長野県労福協の手際よいた確な指示と行動や作業の早さには感動しました。この経験を当県でも活かしていきたい」と感想をいただきました。

被災者が以前の生活に戻れるように

辰野町の赤羽区では、倒木を含んだ土石流が住宅2棟を倒壊させ、周辺家屋に土砂が流れ込む被害が発生しました。

ここでの作業内容は、家に流れ込んだ膨大な量の土砂の撤去が主で、重機が入れない狭い場所の泥を箕に盛り、リレー形式で運搬用トラックまで運びました。



辰野町の土石流を取り除く、県生協連の皆さん

午後には、ボランティアとして、夏休み中の高校生20人ほどが教師の引率で駆けつけ、泥だらけになりながら、土砂の掻き出しや、家屋や物置からの荷物搬出を行う活躍を見せました。

この日は、豪雨とは打って変わっての強い日差しのもと、ゴールドバック(株)から提供された飲料水を摂り、休憩を取りながら、午後4時まで復興作業に汗を流しました。

(※翌日29日(土)には連合長野からも43名が岡谷市に支援活動に入りました。

被災地に12万円の支援金を贈呈

千葉県労福協と長野県労福協では、今回大きな被害を受けた被災地の早急な復興を求めて、12万円の支援金を贈呈しました。支援金は県労福協青木正照専務理事から岡谷市社会福祉協議会の金子事務局長に手渡され、救援ボランティアや各被災地の復興、また被災住民支援に役立てていただくこととしました。



辰野町の民家から荷物を取り出す作業

温かい心が被災者を支える!

被災した住民は土石流の恐怖と先行きの不安、避難生活の疲労などから、精神的にも肉体的にも限界の中、各地から集まるボランティアの支援が支えとなつていきます。実際被災地の現状を目の当たりにすると、復旧は途方にくれる作業で被災住民だけの力では手に負えないことが理解できます。

自然災害はどんなに注意を払っていてもいつ何時襲ってくるか予測が難しい。自然の力を前に人間の力は無力に等しい。しかし、人の心を支えることが出来るのは、やはり人の温かな心にならぬと思いません。

災害が起こった時は当然のこと、日常の小さなことでも、助けが必要な人がいれば、それを助けられる人がいます。今労福協が目指すものは、常日頃からの心が通い合う助け合いの精神を地域で育むことにあります。



消毒用の石灰を配付する県労連の仲間



まだまだ続く土石流の撤去 (撮影・県労組会議)

平成18年7月豪雨による被災者の皆様に 心よりお見舞いを申し上げます。

全労済の審査活動レポート

全労済長野県本部は、7月の梅雨前線の大雨による浸水の被害に遭われた諏訪市・下諏訪町を中心に緊急審査体制を組み7月29日(土)・30日(日)両日に一斉の現場審査に入りました。



現地災害対策本部の審査認定作業

現地災害対策本部をおいた上諏訪の湖岸通りの旅館街は既に水は引き、片付けもほぼ終わっている様子で、被害から10日間位すぎ落ち着きを取り戻しつつあるようでした。浸水の被害は一目ではわからず周辺一体が水に浸かっていたことなど想像つきませんでした。しかし一部の外壁や門等を見ると浸水の跡形が膝から腰のあたりのところまで残っているのを見て、あらためて大雨による水の凄さが窺われました。

全労済は2名1組の14班編成で、既に被災受付をいただいている加入者宅を含

め300件弱の加入者宅へローラー方式により被害の調査、確認を行いました。

今回、訪問したお宅は、目の前まで水が来たけど無事だったお宅や床下浸水、床上浸水と地域によって状況が異なっていました。

床上浸水の被害は、諏訪市大手・中州福島・湖岸通りに多く見受けられ、高いところでは床上60cm近くまで浸水していました。今でも畳を上げて乾燥させたり、後始末に追われている家がありました。

一軒一軒伺っているなかで、加入者の方々からは「わざわざ来ていただいて」「暑い中、ご苦労様です」等々の感謝やねぎらいの言葉をかけていただき、非常に恐縮してしまいました。

また、床上浸水の被害に遭われた加入者の中には、「自然災害共済を付けておけば良かった。まさか自分の家が」と...

今回のような災害を考えると火災共済だけでは再建するためには不十分で自然災害共済の必要性をあらためて実感しました。

最後に今回の審査活動を通じ、被害の有無に関わらず各加入者宅を訪問したことは、安心・信頼の助け合いの生協としてあたりまえのことではあります。あらためてその大切さを認識いたしました。

なお、甚大な被害となった岡谷市湊地区は、いまだ通行規制がされており現場に入ることができない状況が続いておりますので、今後、規制状況等を見て現場審査に入ります。

県生協連ライフプランセミナー

家族の夢を実現するための生活設計

県生協連では7月29日(土)、長野市のホテル信濃路において、会員生協の役員を対象としたライフプランセミナー「家族の夢を実現するための生活設計」を開催し、14人が参加しました。

会員生協で働く40代を中心とした役員を対象に、実施した今回のセミナーは、社会情勢の変化に伴う具体的な生活設計や、将来のイメージづくりを考え始めるきっかけを役員に提供し、より良い生活の準備を整えてもらおうというもので、日本生協連・全国生協役員福祉推進協議会の助成・アドバイスを受けて開催されました。ファイナンシャルプランナーの柳沼正秀氏を講師に迎え、社会情勢から身近な資金運用まで、ライフプランを作るメリットについて、午前から午後にかけてわかりやすく講義してもらいました。



第1部の基調講演では、なぜライフプランが必要か?という前提や、定年までの生活の心構えを、この間の相談事例から説明されました。第2部の家計講演では、退職後も見据えた家計プランの作成への必要知識を話され、第3部では家計講演実習として、キャッシュフローの考え方・作り方を学びました。第4部では、グループ交流で意見交換を行い、各人のライフプランイメージや考え方、人生の捉え方等を知って自分の今後の生活に生かすことができました。

参加者からは、「夢の実現の裏づけとなる資金計画の必要性がわかった」「年金・保険について理解でき、定年後の計画作りの重要性が認識できた」等、参考になったという感想が多数出されました。

働く女性らの子育て・介護を支援 (生活あんしんネットワーク事業)

『子育て・介護応援ガイドブック』完成!

県労福協では、2004年9月にファミリーサポートセンター検討委員会を発足し、子育て・介護に関する様々な検討をし、そして、地域の行政や多くの関係団体と連携をしてきました。

今回、求職者の支援をしている労使就職支援機構と協働で、4月より「働きたい・働く人のために、子育て・介護応援ガイドブック」の作成に取り組んできましたが、6月末完成し、7月6日(木)午後3時より、長野県庁表現センターにおいて、完成記者発表を行いました。



家庭と仕事の両立を支援するための、ガイドブックの説明をする青木専務理事

記者発表で活用をPR

記者会見では、6、7社が取材に訪れ、信濃毎日新聞、長野市民新聞、市民タイムス、北信タイムスなど各社新聞紙上に紹介され、広く県民への取組とガイドブックの活用をPRしました。



・ガイドブックは子育てや介護に関するサービスやファミリーサポートセンターなどの説明を14ページに亘り記載、県内を4地区に分けたダイアルガイドを差し込んでいる。

記者発表では県労福協青木専務理事が「急速な少子高齢化と2007年団塊世代の大量退職を前に労働力不足が懸念されている。また組合員から子育てや介護で困っていると相談が寄せられる中、子育てや介護をしている人も、働きたいときは働けるようにまた今働いている人も、子育てや介護に不安なく、安心して仕事が出来るように、女性の職場進出と家庭と仕事の両立を支援するためにガイドブックを作成した」と作成の経緯を説明しました。

ガイドブックの内容

ガイドブックは子育てに関して、保育園・幼稚園の説明や育児休業など、制度や手当について、また介護休業や高齢者介護、障害者支援に関する説明などを載せ、子育てや介護の基本的なサービスやその受け方を紹介、また支援を必要としている人と支援をしたい人を結びつけるファミリーサポートセンターなども紹介しています。更にガイドブックには県内を4地区に分け、子育て・介護等の市町村窓口や有償在宅福祉サービス団体等の電話番号を掲載したダイアルガイドを差し込みました。

ガイドブックは希望に応じて、無料配布します。職場や組合での女性の仕事と家庭の両立支援の取り組みなどに是非活用ください。また、県労福協のホームページからガイドブックの内容と、県内全ダイアルガイドを検索していただけます。併せてご利用ください。

地域の助け合いで 少子化対策を!

急速な少子高齢化が、日本の経済、雇用、社会保障制度などさまざまな分野に与える影響が懸念され、大きな社会問題として、早急な改善策が求められています。

特に少子化は深刻な問題となつていますが、その原因は女性の社会進出が進む中、社会制度が実情に追いつかない状況や、未だに根強く日本社会に残る伝統や習慣にもよるものではないかと考えられます。

この少子高齢化の解決には、子供を育てやすい、老後が暮らしやすい、誰もが安心して暮らせる社会を創ることが必要です。そしてその社会を創るには地域社会の各分野の連携や助け合いが必要不可欠です。

県労福協は18年度「生活あんしんネットワーク」ライフサポートセンター」として、私たちの生活の場である地域に、



福祉のセイフティネットを張り巡らし、全ての県民を対象にその生涯生活のサポートを目指してゆきます。市町村で取り組むファミリーサポートセンターや構成組織、その他NPO等と連携し、「子育て相談」にも力を入れ取り組んでいきます。

くらし・なんでも相談

シリーズ No.2

「離婚問題」



毎月第2土曜日に開設している「くらし・なんでも相談」ほっとダイヤルは、弁護士・司法書士・社会保険労務士・就職相談員の専門家が、無料で電話相談を受けています。

今回は「多重債務」「契約関連」に次いで3番目に相談の多い「離婚問題」です。実家の父親が配偶者の保証人になっている相談事例から2例をご紹介します。

【事例①】(女性)

《夫の借金、離婚したらどうなるか?》

夫が「サラ金」から借入を繰返し、借金が耐えないので離婚を決意している。

夫の借入について私の保証はないが、実父は夫の勤務先の債務の保証人になっている。また、以前、夫のサラ金返済のため100万円を支援し、夫の車購入時にも30万円を支払った。

離婚した場合、夫の借金について妻である私への影響はあるか。また父が夫のために出したお金はどうなるか。

【回答】(北川哲男司法書士)

夫への保証人になっていない限り、離婚により妻が影響を受けることは一切ない。

なお、離婚する際に双方あるいは一方に条件がある場合は、キチンと協議(当事者間の協議又は調停)をすることが肝要。

父親の夫に対する債務保証は、父親に代わる保証人を立てない限り、娘の離婚という理由だけで保証を解除してもらうことは困難と思われるが、その前に会社より正確な情報入手する必要がある。

また、父親のサラ金への肩代わりや車購入に対する父親の資金援助は、借入書がない場合は、相手から贈与を受けたとの主張もされかねないし、夫の経済状態からすると事実上返済は難しいと思われる。離婚協議の条件の一つとして分割返済とするとか車を引き取るという方法は考えられる。

ワンポイント

「親族間のお金の貸し借り」

サラ金は、本人の自覚がない限り周りの人が肩代わりして返済しても、また繰り返す。結局、無駄金になってしまふ。また、家族間の資金援助も、本人は貸したつもりでも、「一筆」がないことが多く、返済を法的に請求できないケースが多い。お金の貸し借りは「親子も夫婦も他人」という意識を持つことが大切です。

【事例②】(女性)

《生活費を入れない夫。調停離婚を申立てたが、実父の引受けた身元保証が…》

離婚調停を申立てた。子供は4歳・女児1人。夫は1カ月前に家を出て会社の寮に。現在別居中。夫には借金があり、生活費を入れてくれず、話し合いを行うと家を出てしまつ毎日であった。義姉からは電話で文句を言われ、調停を取り下げようかと迷っている。

実父は1年前、夫の会社の身元保証人となった。離婚したので保証人を止めたいが、会社は「代わりの人があれば応じる」と言っている。しかし、夫の両親は既に他界しており適当な人は居ない。

もし夫が会社から損害賠償を求められるようなことが起きたら、身元保証人である実父はどのようにしたら良いか。

【回答】(田中善助弁護士)

夫の姉のことは気にする必要はない。本当に離婚したいのであれば調停を取り下げてはならない。

離婚では、4歳の女児が居るので「親権者」「監督者」を決めるが、本件では特別な事情がない限り、母親が親権者、監督者になると思われる。

また、「養育料」についても協議すること。この他に「財産分与」「慰謝料」の問題がある。調停が成立しなければ「訴訟」となる。父親の身元保証は原則として3年間で終了する。更新に必ずする必要はない。

一定の要件(身元保証に関する法律第3条・4条)があれば契約解除できる。仮に、夫に不適切な行為があり、会社に損害賠償義務を負ったとしても、法第5条で使用者の監督方法等も考慮して賠償額が決定されるので、弁護士に相談のこと。

ワンポイント

「離婚」

○離婚には、「協議離婚」「調停離婚」「裁判離婚」があります。
○慰謝料は、「離婚についての責任ある側に支払い義務が生じます」。
○財産分与は、「夫婦が築いた財産の清算。結婚していた間に増えた財産をどう分けるかです」。
○養育料(費)の基準については、特に法律の規定はありません。ただ「家庭裁判所の調停・審判例」では、子供の養育費は「父、母がそれぞれの収入や資力に応じて負担すること」とされています。親権者だからといって、すべて養育費を負担したり、その分多く養育費を負担するということはありません。

お電話で無料相談

0120-39-6029

毎月第2土曜日 10:00~16:00

弁護士 司法書士 社会保険労務士 無料職業紹介



CFP 塚原 哲のグッドアドバイスシリーズ

賢い生活者への

No4 国民年金はいったいいくらもらえるの？

議員年金の廃止に波及して、国民年金、厚生年金等の一元化についても触れられる機会が増えてきました。これらは私達の老後を支える年金の問題ですから、良し悪しを語れるように少し馴染んでおきたいものです。

国民年金は誰もが受け取れる年金ということまでは知られていても、老後にいくら受け取れるのかはあまり知られていません。それは国民年金と聞いて「式が面倒そう」「難しく理解できなさそう」と思われる方が少なくないからです。ところが国民年金はとてシンプルでびっくりするくらい簡単な制度です。そこで、今回は国民年金の老後に受け取れる「老齢基礎年金」について解説しましょう。

Point 1 国民年金は老後にいくらもらえるの？

結論から申し上げますと、老後に受け取れる「老齢基礎年金」は年額792,100円（平成18年度）です。ただし、誰もが792,100円を受け取れるのかというと、そういうわけではありません。年額792,100円満額を受け取れるのは、国民年金保険料（平成18年度は毎月13,860円）（以下、保険料という）を40年間納めた人に限られています。

では、保険料を30年間納めた人はいったいいくら受け取れるのでしょうか。話は簡単。40年で満額ですから、30年はその3/4、およそ594,200円が受け取れます。では、20年であればいくらになるのでしょうか。792,100円の1/2で、およそ396,000円が受け取れるように思えます。

ところがどっこい、答えは0円なのです。「え〜!？」という皆さんの声が聞こえてきそうですが、これは「保険料を25年納めないと1円もあげないよ」という国民年金の恐ろしいルールがあるからです。つまり、25年を越えなければ全くの掛け捨ての保険というわけです。

40年	792,100円 (満額)
30年	594,200円 (×3/4)
25年
20年	396,000円 (×1/2) ↓
	掛け捨て

私が年金相談で受ける多い質問は①私はもらえるの？②もらえるならば、いくらもらえるの？の2つです。でも皆さんは簡単に答えられますよね。①は保険料の納付済み期間が25年を超えているかどうか、②は792,100円を40年で割って、保険料納付済み期間をかければあっという間に答えがわかるというわけです。

いかがでしょう。国民年金はただこれだけのシンプルな制度なのです。非常にわかりやすい反面、ある意味とても残酷な制度といえるでしょう。国民年金を未納されている方への留意点ですが、どんなに遅くとも35歳までには保険料を「払いはじめ」ないと60歳までにボーダーラインの25年を満たせなくなることは意識しておきたいものです（60歳以降の任意加入、特例任意加入などの救済策は設けられている）。

Point 2 国民年金は会社員でも受け取れるの？

会社員の方から「厚生年金保険料は給与から差し引かれています、国民年金保険料は差し引かれていません。私は未納になるのでしょうか？」という質問が多く寄せられますが、もらえますので安心してください。というのも、毎月天引きされる厚生年金保険料から国民年金保険料が支払われているからなのです。ですので、自営業の方はご自身で保険料を納付しなければ受け取れませんが、会社員は勝手に納付されているのでご安心ください。

Point 3 自分でできる年金簡易試算

社会保険庁のサイト (<http://www.sia.go.jp/>) でも年金の簡易試算 (<http://www.sia.go.jp/sodan/nenkin/simulate/top.htm>) ができます。今回は誰もが受け取れる国民年金を取り上げましたので、読者の皆さん全員が国民年金に加入していたと仮定して計算してみましょう。会社員の読者も、働いていた期間を全て国民年金の加入だったとして計算しましょう（つまり、厚生年金の加入期間は0と仮定する）。

入力するのは生年月日、今日までの「●自営業であった期間を入力してください」欄と、これから先の「●60歳までに見込まれる年金の加入期間」欄だけです。答えは簡単に出てきますが、その結果をこのコラムと照らし合わせてみましょう。これまで難しいと思われていた国民年金がとて身近になるはずですよ。

3大疾病保障特約+障害特約付 住宅ローン、ろうきんが取扱いを開始!

2003年4月の医療保険制度の改正で、サフリーマンの窓口負担が2割から3割に改悪され、高齢者世帯の医療費負担も社会問題に。医療費が払えずに困っている人も増加の一途です。

住宅を建てたいけれど、マンションを買いたいけれど、もし、大きな病気になったらと心配している人も多しはず。

今回は、<ろうきん>が新しい住宅ローンの取扱いを始めたと聞き、早速<ろうきん>ローンセンターに行つて伺つて来ました。

<ろうきん>の「3大疾病保障特約・障害特約付団体信用生命保険」が付いている住宅ローンは、丁度、1ヶ月前の7月1日に取扱いを始めたばかりだそうです。

【Q】3大疾病って何ですか？

【A】3大疾病とは、「癌」「急性心筋梗塞」「脳卒中」のことです。

【Q】今までの住宅ローンとどこが違うのですか？

【A】①従来の住宅ローンには、「団体信用生命保険」が付いていて、住宅ローン借入期間中、万が一、借主（債務者）が死亡した時や高度障害になった時に、保険金で「住宅ローン残高の全額が返済」されます。掛金は全額（ろうきん）負担ですから大変有利です。

新商品の「3大疾病保障特約・障害特約付団体信用生命保険」が付いている住宅ローンは、①の保障の他に、3大疾病によつて所定の給付事由に該当した時や、ケガや病気によつて所定の障害状態になった場合の保障が特約で付いていて、保険金で「住宅ローン残高の全額が返済」されます。

【Q】3人に1人（男性は2人に1人）が癌になるという統計が出ていますが、日本人死亡原因の上位3位に入る3大疾病が保障されていれば、住宅ローンが残つていても安心ですね。

【A】そうですね。リスク対応型住宅ローンとして、お客様の幅広いニーズに対応していますので、持家をご検討の皆様にとつと喜んでいただけるとお慰めしています。

【Q】ところで、3大疾病保障特約だと、ローン金利はどの位なのですか？

【A】<ろうきん> 3大疾病保障特約+障害特約付住宅ローンは、「住宅ローン金利+年0.3%」です。

【Q】「年0.3%」のわずかな負担で、住宅ローン返済に係るリスクがカバーできるなら、安心して生活設計ができますね。それに、<ろうきん>の借入なら、お金少し貯まったから返したいと思つて一

部返済しても、手数料が取られないから非常に有り難いですね。

<ろうきん>ならではの優位性があつて、生活者のための家計に優しい<ろうきん>の住宅ローンだと感じました。

<ろうきん> 3大疾病保障特約+障害特約付住宅ローンの詳しい内容は、<ろうきん>各本支店・ローンセンター、又はフリーダイヤル「0120-1919-48」へご相談下さい。

わすかなご負担で、住宅ローン返済に係るリスクをカバー

3大疾病保障特約+障害特約付住宅ローンは・・・
住宅ローンご融資金利+年0.3%

対象商品・・・不動産担保付住宅ローン（ただし、フラット35・分割融資は除きます）

保険金額・・・保険金額は住宅ローン残高まで、最高6,000万円

ご利用いただける方

- お申込み時の年齢が満20歳以上かつお借入時の年齢が満51歳未満の方で、最終ご返済時満70歳未満の方
 - 勤続年数が1年以上、前年の税込み年収が150万円以上の方
 - ろうきん3大疾病保障特約・障害特約付団体信用生命保険に加入できる方
 - 当金庫の審査基準および保証機関の保証基準を満たされる方
- *店頭に説明書をご用意しております。詳しくは、お近くの<ろうきん>へお問い合わせください。

「がん」・「急性心筋梗塞」・「脳卒中」により 所定の事由に該当されたら

住宅ローン残高が0円! (*)

●もしものために《3大疾病保障特約・障害特約付団体信用生命保険》がご利用いただけます。

※3大疾病保障特約・障害特約付団体信用生命保険は、住宅ローン金利に年0.3%を上乗せしてご利用いただけます。※保証金のお支払いには制限条約がございます。

※詳しくは加入申込書兼告知書に添付の「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」をご確認ください

(*)ただし、保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合もあります。

地区労福協からの活動報告

上伊那地区労福協総会

夢ある福祉社会実現を目指し、新たな創造へチャレンジ

6月21日(水) 伊那勤労会館において上伊那地区労福協の定期総会が開催されました。

当日は県労協より青木正照専務理事にご出席を頂くとともに、今年度から大幅に増員した代議員と役員60名が出席。初めに、上伊那高齢・退職者連合の新たな加盟報告、2005年度活動報告がされた後、今日の新たな時代認識を踏まえ、新たな創造を目指した2006年度運動方針を決定、役員改選では小林正昭会長(労働金庫理事)、根橋美津人事務局長体制が確認されました。

将来不安でいっぱいなの私たちの暮らし。今こそ私達の労福協運動に自信と誇りを持ち、「現場に学び、もう一汗も二汗もかこう」を合言葉に活動の歩を一歩ずつ着実に進めていきたいと考えています。

上伊那地区労福協まつり

豪雨災害のため中止を決断

毎年恒例行事となっている「上伊那労福協まつり」、今年度は7/23(日)の開催予定でしたが、この度の豪雨による各地域における災害状況を踏まえ、7/19(水) 17時「中止」することを決定しました。

中止決定後は中止の周知と共に災害見舞い広告を急遽新聞3紙に掲載。



お祭りに来た市民に対応する役員

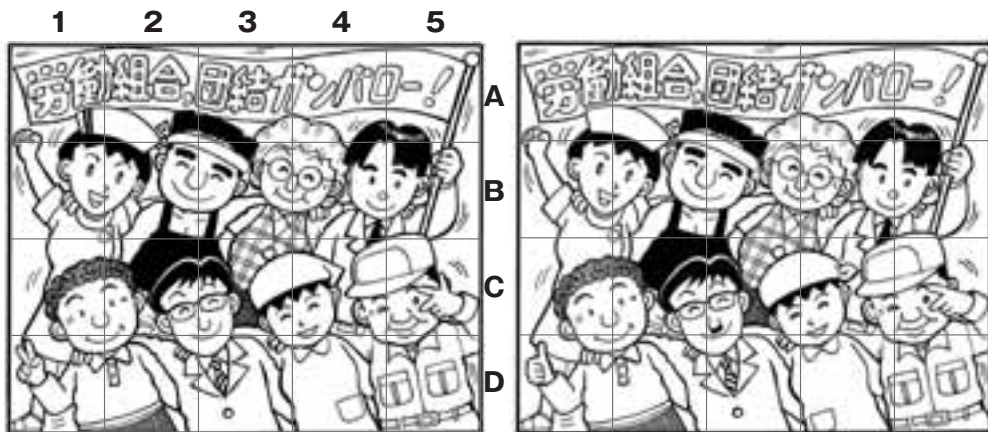
また、マスコミへの投げ込み、ケーブルテレビ等で周知の徹底をはかりました。21日には、まつり用に県労協・生協連より調達したドリンクを、継続して避難指示が出されていた伊那市・箕輪町・辰野町にそれぞれ1,000本ずつ寄贈しました。

まつり開催予定だった23日は、周知が行き届かないことを想定し、会場に役員6名が待機。来場者に対し、中止案内・労福協ほっとダイヤルの案内ビラを配布すると共に、子供向けに急遽抽選会を実施。朝から途切れる間もなく約300名の来場者がありました。当日、会場内にて実施は、県労協事務局2名の携帯電話に転送設定し、上伊那地区より数件の相談が寄せられました。

被害を受けられました皆様へ、心よりお見舞い申し上げますと共に、すみやかなるご復興を心よりお祈りいたします。

8つのまちがいがしがし

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思えます。



プレゼントの応募方法

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ(宛先は表紙にあります)
- 労福協の機関誌に対する意見要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)を忘れず。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(千円分)をプレゼント。
- 締切り 8月30日

前回の正解は



当選者(6名・敬称略)

- 吉谷 美和(中野市)
- 白鳥 文彦(伊那市)
- 古川 千穂(南木曾町)
- 富永 恵子(千曲市)
- 伊藤 節子(伊那市)

山なみ

7月28日(金) 私もボランティアの一人として岡谷市に入りました。8時半、市役所前で受付が始まり、ふと案内をしている人を見ると、横浜労協と書いてありました。尋ねてみると関東ブロックの各社協のボランティア支援員約7名が毎日ボランティアセンターに詰めてボランティアと支援地区のコーディネートをしているのだそうです。28日は平日にも関わらず多くのボランティアが集まり、受付、支援地への手配、配車、装備の配布など、スムーズな運営が行われていました。翌日は週末、県内外から大勢のボランティアが岡谷市に入ることでしょう。ボランティアを生かすも殺すも、受け入れる側の対応次第。その仕事の重要性を痛感しました。ボランティアといえば、胸までくる深い側溝の中に入り土砂の撤去などの重労働に黙々と取り組む女性がいきました。彼女は休暇を取り一人でも参加しているとのこと。どこかで支援が必要としているとき、一人でも参加できる勇気を持ちたいもの。それが本当のボランティア精神でしょう。ボランティアと受け入れる側、その両方に大変貴重な体験をさせていただきました。 やつと「避難勧告」が全面解除され、復旧はこれから本番。住民は土石流の恐怖と、その被害の大きさに不安をつのらせております。まだまだ多くの助けが必要です。今回ボランティアに参加された皆さん、お疲れさまでした。そして、被害に遭われた皆様には、心からお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興を願っています。(青)